

在り方について検討することとされておりますので、そういうような観点で検討していきたいと考えております。

小池晃君：

最後に、大臣に医師法21条について聞きたいと思います。

2001年4月3日の当委員会で、私の質問に対して当時の医政局長は、医師法21条の規定は医療事故そのものを想定した規定ではないというふうに答弁しました。

しかし、その後の動きの中で拡大解釈が広がりました。改めて、医師法21条についての厚労省の解釈をお述べいただきたいと思います。

国務大臣（田村憲久君）：

医師法第21条でありますけれども、死体又は死産児、これにつきましては、殺人、傷害致死、さらには死体損壊、墮胎等の犯罪の痕跡をとどめている場合があるわけでありまして、司法上の便宜のために、それらの異状を発見した場合には届出義務、これを課しているわけがあります。医師法第21条は、医療事故等々を想定しているわけではないわけでありまして、これは法律制定時より変わっておりません。

ただ、平成16年4月13日、これは最高裁の判決であります、都立広尾病院事件でございます。これにおいて、検案というものは医師法21条でどういうことかということ、医師が死因等を判定をするために外表を検査することであるということであるわけでありまして、一方で、これはまさに自分の患者であるかどうかということこれは問わないということでありまして、自分の患者であっても検案というような対象になるわけでありまして。

さらに、医療事故調査制度に係る検討会、これ平成24年10月26日でありますけれども、出席者から質問があったため、我が省の担当課長

からこのような話がありました。死体の外表を検査し、異状があると医師が判断した場合にはこれは警察署長に届ける必要があると、一連の整理をいたしますと、このような流れの話でございます。

小池晃君：

これで医師法21条が何でも医療事故を届けるようなものでないということがきちっと確認されたと思います。私はきちんとこれは法改正もすべきだというふうに思います。

あわせて、やっぱり今回の法案全体でいうと、これはむしろ逆に医療を崩壊させるようなことになって医療事故を起こすようなことに私はなりかねないというふうに思っていますので、このやっぱり医療事故の問題は改めて切り離してきちんと議論すると、法案としてもそういう処理を求めたいということで、質問を終わります。以上です。